

令和8年4月30日招集

第4回陸前高田市教育委員会
定例会提出資料等

陸前高田市教育委員会

令和 8 年 第 4 回陸前高田市教育委員会定例会

議事日程

令和 8 年 4 月 3 0 日（木曜日）

1 開 会 午後 1 時 3 0 分開議

2 日 程

日程	番 号	件 名
第 1		会期決定
第 2		事務報告
第 3	報告第 1 号	陸前高田市立小中学校共同学校事務室設置要綱の制定について
第 4	報告第 2 号	陸前高田市小中学校事務の共同実施要綱の廃止について
第 5	議案第 1 号	陸前高田市今泉公民館長の任命に係る臨時専決処理について
第 6	議案第 2 号	陸前高田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則に係る臨時専決処理について
第 7	議案第 3 号	陸前高田市社会教育委員の委嘱について
第 8	議案第 4 号	公民館運営審議会委員の委嘱について
第 9	議案第 5 号	陸前高田市立博物館協議会委員の任命について

日程第2

事 務 報 告

令和8年3月27日から令和8年4月30日までの間の事務の執行状況を次のとおり報告する。

令和8年4月30日

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

順	月 日	主 な 内 容	会 場 等
1	4月 1日 (水)	市立小中学校教職員辞令交付式 (13:30)	奇跡の一本松ホール
2	4月 4日 (土)	市内中学校入学式	高田第一中
3	4月 6日 (月)	市内中学校入学式	高田東中
4	4月 7日 (火)	市内小学校入学式	竹駒小、気仙小 小友小
5	4月 8日 (水)	市内小学校入学式	矢作小、高田小 米崎小、広田小
6	4月 9日 (木)	校長・副校長合同会議 (14:00)	市コミュニティホール
7	4月13日 (月)	第1回管内教育長会議	リアスホール
8	同 日	第1回管内校長会議	リアスホール
9	4月15日 (水)	第1回地域コーディネーター 会議	5階会議室
10	4月16日 (木) ~ 4月17日 (金)	東北都市教育長協議会定期総 会	八戸市
11	4月17日 (金)	岩手県社会教育連絡協議会第 1回理事会	盛岡市役所都南分庁 舎
12	4月23日 (木)	岩手県図書館協議会定期総会	岩手県立図書館

順	月 日	主 な 内 容	会 場 等
1 3	4 月 2 7 日 (月)	県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換 (第 1 回)	サンセール盛岡
1 4	同 日	岩手県学校教育D X・学力育成協議会 (第 1 回)	サンセール盛岡
1 5	4 月 3 0 日 (木)	教育委員会定例会 (13 : 30)	5 階会議室

日程第 3

報告第 1 号

陸前高田市立小中学校共同学校事務室設置要綱の制定について

陸前高田市立小中学校共同学校事務室設置要綱（令和 8 年教育委員会告示第 号）を別紙のとおり制定したので、教育長に対する事務委任規則（昭和 4 7 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 4 月 3 0 日提出

陸前高田市教育委員会 教育長 山 田 市 雄

教育委員会告示第4号

陸前高田市立小中学校共同学校事務室設置要綱を次のように定め、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月27日

陸前高田市教育委員会 教育長 山 田 市 雄

陸前高田市立小中学校共同学校事務室設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、陸前高田市立小中学校管理運営規則（昭和39年陸前高田市教育委員会規則第2号）第17条の2の規定に基づき、陸前高田市立小中学校共同学校事務室（以下「共同学校事務室」という。）における組織、運営及び業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 共同学校事務室は、市内小中学校の事務職員をもって構成する。

2 共同学校事務室は、陸前高田市立高田小学校に設置する。

3 共同学校事務室全体を統括する総括室長を置く。

4 総括室長は共同学校事務室を代表し、組織を総括整理し、教育委員会との連絡調整を担い、外部との折衝を行う。

5 共同学校事務室の事務を円滑に遂行するため、共同学校事務室に陸前高田A推進室、陸前高田B推進室を設置し、各推進室に室長と副室長を置く。

6 各推進室が事務を所掌する学校は次のとおりとする。

推進室の名称	所掌する学校
陸前高田A推進室	高田小学校、気仙小学校、矢作小学校、竹駒小学校、横田小学校、高田第一中学校
陸前高田B推進室	広田小学校、小友小学校、米崎小学校、高田東中学校

(任命)

第3 教育長は、市内の事務職員のうちから、辞令書（様式第1号）により室長と副室長を任命する。この場合において、当該推進室の事務職員に事務長又は主幹が配置されている場合は、当該事務長又は主幹をもって室長に充てるものとする。

- 2 教育長は、室長のうちから、辞令書（様式第1号）により総括室長を任命する。
この場合において、当該推進室の室長に主幹が配置されている場合は、当該主幹をもって総括室長に充てるものとする。
- 3 教育長は、各推進室が事務を所掌する学校の事務担当者の中から、室長又は副室長以外の者を、辞令書（様式第1号）により各推進室の室員に任命する。
- 4 教育長は、前各項を任命した場合は、共同事務室の構成員を各推進室が事務を所掌する学校の校長へ通知（様式第2号）するものとする。
- 5 総括室長に事故あるときは、教育長が指名する他の事務室の室長がその職務を代理する。

（共同学校事務室の業務内容）

第4 共同学校事務室の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成13年教育委員会教育長訓令第1号）第3条に規定する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校経営全般に係る支援及び学校教育の充実のため、共同学校事務室で行うことが適当と認められる事務
（給与、旅費、予算担当者等）

第5 各推進室の事務を分担して処理することにより事務処理の効率化を図るため、給与、旅費及び予算等の担当者を置くものとし、構成員の協議により選任する。

- 2 総括室長は、各推進室で担当者が選任されたときは、担当者の推進室名、学校名、職名、氏名、担当区分等について、速やかに学校教育課長、各推進室が事務を所掌する学校の校長及び岩手県教育委員会沿岸南部教育事務所長に対し報告（様式第3号）するものとする。

（実施計画等）

第6 総括室長は、毎年度、各推進室に関する参集処理計画書（様式第4号）（以下「参集処理計画書」という。）を学校教育課長へ提出し、その写しを各推進室が事務を所掌する学校の校長に対し送付するものとする。

（服務）

第7 事務職員が共同学校事務室又は推進室の業務（以下「共同学校事務室等業務」という。）のため学校を離れる場合は、当該所属校の校長の命令による出張として取り扱うものとする。

- 2 室長は、参集日ごとに共同学校事務室等定例会報告書（様式第5号）を作成し、

各推進室が事務を所掌する学校の校長に対し報告するものとする。

（公文書の管理）

第 8 共同学校事務室等業務で、公文書及び個人情報等（電磁的記録等を含む。）を校外に持ち出す場合は、所属校校長の許可を得るものとする。

（協議会）

第 9 共同学校事務室の円滑な推進を図るため、共同学校事務推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の会員は、教育委員会事務局学校教育課長、校長会代表、副校長会代表、総括室長、各室長及び副室長で構成する。
- 3 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、校長会代表を充てるものとし、副会長は、副校長会代表とする。
- 5 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 協議会の会議は、必要により会長が招集する。
- 8 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 共同学校事務室に係る実施内容及び学校業務改善に関すること。
 - (2) 共同学校事務室の課題及び方策に関すること。
 - (3) その他共同学校事務室に関すること。
- 9 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課で処理する。

（その他）

第 10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

様式第 1 号 (第 3 関係)

辞 令 書

(学校名・職名)		(氏 名)
(発令事項)		
発 令 年 月 日		
任 命 権 者	陸前高田市教育委員会教育長	

(A 4)

様式第2号（第3関係）

第 号
年 月 日

様

陸前高田市教育委員会教育長

共同学校事務室の構成員等の発令について
このことについて、下記のとおり発令したのでお知らせします。
ついては、別添辞令書を貴職から該当職員へ交付願います。
なお、共同学校事務室の円滑な実施について、ご配慮願います。

記

推進室名	学校名	職 名	氏 名	担当区分	備 考

（A4）

様式第3号（第5関係）

年 月 日

様

陸前高田市立小中学校共同学校事務室
総括室長

共同学校事務室に係る担当者の決定について

このことについて、下記のとおり 年度の担当者が決定しましたので報告します。

記

推進室名	学校名	職 名	氏 名	担当区分	備 考

（A4）

様式第4号（第6関係）

共同学校事務に関する参集処理計画書

（ 年度分）

推 進 室 名		室長職氏名	
設 置 場 所		開 催 時 間	

4 月	日（ ）	日（ ）	日（ ）
5 月	日（ ）	日（ ）	日（ ）
6 月	日（ ）	日（ ）	日（ ）
7 月	日（ ）	日（ ）	日（ ）
8 月	日（ ）	日（ ）	日（ ）
9 月	日（ ）	日（ ）	日（ ）
1 0 月	日（ ）	日（ ）	日（ ）
1 1 月	日（ ）	日（ ）	日（ ）
1 2 月	日（ ）	日（ ）	日（ ）
1 月	日（ ）	日（ ）	日（ ）
2 月	日（ ）	日（ ）	日（ ）
3 月	日（ ）	日（ ）	日（ ）

（A4）

様式第 5 号（第 7 関係）

共同学校事務室等定例会報告書

校長	副校長	室長	副室長	記入者

推 進 室 名		
実 施 日 時		
実 施 場 所		
出 席 者		
実 施 業 務		
研修及び協議事項		
次 回 予 定	時間	
	場所	
	内容	

※室長は、実施日ごとに推進室が事務を所掌する学校の校長に対し報告すること。

（A 4）

日程第 4

報告第 2 号

陸前高田市小中学校事務の共同実施要綱の廃止について

陸前高田市小中学校事務の共同実施要綱（平成 1 8 年教育委員会告示第 2 号）を別紙のとおり廃止したので、教育長に対する事務委任規則（昭和 4 7 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 4 月 3 0 日提出

陸前高田市教育委員会 教育長 山 田 市 雄

教育委員会告示第5号

陸前高田市小中学校事務の共同実施要綱（平成18年教育委員会告示第2号）は、令和8年3月31日をもって、これを廃止する。

令和8年3月27日

陸前高田市教育委員会

教育長 山 田 市 雄

日程第 5

議案第 1 号

陸前高田市今泉公民館長の任命に係る臨時専決処理について

陸前高田市今泉公民館長を社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 28 条の規定により任命することについて、教育長に対する事務委任規則（昭和 47 年教育委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 30 日提出

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

提案理由

陸前高田市今泉公民館長の任命に係る臨時専決処理について、教育委員会を招集する暇がないことから、臨時専決処理したので、承認を求めようとして提案するものである。

陸前高田市教育委員会専決第3号

臨時専決処理書

陸前高田市今泉公民館長を社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により任命することについて、教育長に対する事務委任規則（昭和47年教育委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、臨時専決処理する。

令和8年4月1日

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

別紙

任命者名簿

職 名	氏 名	任 命 年 月 日
今泉公民館長	きの した くに お 木 下 邦 男	令和8年4月1日付

日程第 6

議案第 2 号

陸前高田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則に係る臨時専決処理
について

陸前高田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を制定することについて、教育長に対する事務委任規則（昭和 47 年教育委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 30 日提出

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

提案理由

文化財保護条例の一部改正に伴い、文化財調査委員が廃止され、文化財保護審議会が新たに設置されたことから所要の改正をしようとして提案するものであり、教育委員会を招集する暇がなかったことから臨時専決処理したもので、その承認を求めようとして提案するものである。

陸前高田市教育委員会専決第4号

臨時専決処理書

陸前高田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を制定することについて、教育長に対する事務委任規則（昭和47年教育委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、臨時専決処理する。

令和8年3月23日

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

陸前高田市教育委員会規則第 1 号

陸前高田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

陸前高田市教育委員会行政組織規則（昭和 4 6 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（教育総務課の分掌事務） 第 5 条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(31) 、、、（略） (32) <u>文化財調査委員</u>、文化財保護委員、図書館協議会委員、博物館協議会委員及び博物館専門研究員並びにそれらの会議に関すること。 (33)～(44) 、、、（略） （附属機関） 第 1 9 条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。 (1) 、、、（略） (2) <u>市文化財調査委員</u> (3)～(6) 、、、（略） 2 、、、（略）	（教育総務課の分掌事務） 第 5 条 教育総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(31) 、、、（略） (32) <u>文化財保護審議会委員</u>、文化財保護委員、図書館協議会委員、博物館協議会委員及び博物館専門研究員並びにそれらの会議に関すること。 (33)～(44) 、、、（略） （附属機関） 第 1 9 条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。 (1) 、、、（略） (2) <u>文化財保護審議会</u> (3)～(6) 、、、（略） 2 、、、（略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

日程第 7

議案第 3 号

陸前高田市社会教育委員の委嘱について

陸前高田市社会教育委員を社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、別紙名簿により委嘱することについて、議決を求める。

令和 8 年 4 月 30 日提出

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

提案理由

陸前高田市社会教育委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了したことから、新たに委員を委嘱しようとして提案するものである。

別紙

陸前高田市社会教育委員候補者名簿

氏 名	新再任別	区分	摘 要
よし だ かず ひろ 吉 田 和 浩	再 任	学校教育	市校長会
こ まつ ゆたか 小 松 豊	新 任	社会教育	陸前高田市青年団体協議 会会計

- 1 委嘱年月日 令和8年5月1日付け
- 2 任 期 令和8年5月1日から令和10年3月31日まで

日程第 8

議案第 4 号

公民館運営審議会委員の委嘱について

公民館運営審議会委員を社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、別紙名簿により委嘱することについて、議決を求める。

令和 8 年 4 月 30 日提出

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

提案理由

陸前高田市公民館運営審議会委員の任期が、令和 8 年 3 月 31 日をもって満了したことから、新たに委員を委嘱しようとして提案するものである。

公 民 館 運 営 審 議 会 委 員 名 簿

氏 名	新再任別	区分	摘 要
よし だ かず ひろ 吉 田 和 浩	再 任	学校教育	市校長会
こ まつ ゆたか 小 松 豊	新 任	社会教育	陸前高田市青年団体協議 会会計

- 1 委嘱年月日 令和 8 年 5 月 1 日付け
- 2 任 期 令和 8 年 5 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

日程第 9

議案第 5 号

陸前高田市立博物館協議会の委員の任命について

陸前高田市立博物館協議会の委員を陸前高田市立博物館条例（昭和 5 4 年条例第 6 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙名簿により任命することについて、議決を求める。

令和 8 年 4 月 3 0 日提出

陸前高田市教育委員会教育長 山 田 市 雄

提案理由

陸前高田市立博物館協議会の委員の任期が、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了したことから、その後任を任命しようとして提案するものである。

別紙

陸前高田市立博物館協議会委員候補者名簿

氏 名	新再任別	区分	摘 要
佐々木 伸	再任	学校教育	陸前高田市小中学校校長会監事 (陸前高田市立小友小学校長)

- 1 任命年月日 令和8年5月1日付け
- 2 任 期 令和8年5月1日から令和10年3月31日まで